

北小岩小学校いじめ防止基本方針

(令和6年改訂)

北小岩小学校の児童が、友達や仲間、そして自分自身も大切にして毎日楽しく学校生活を送れるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

「いじめを許さず、された子を守り、いつでも誰にでも起こり得る問題としてみんなで考える」

1、いじめ防止のための取組

①児童への働きかけ

- ・人権尊重について深く理解できる児童を育成する。
- ・「いじめや差別」は何かあっても許されないと考えられる児童を育成する。
- ・様々な場面で達成感や充実感、満足感などを味わわせ、自尊感情の高い児童を育成する。
- ・友達や仲間と一緒に活動をする機会を多くし、協調性や社会性を育成する。

②児童の取組

- ・「なかよし班集会」「なかよし班給食」「全校遠足」「北小岩まつり」等の活動を通し異学年との交流を深める。
- ・なかよし班のペア活動や委員会活動、クラブ活動等を通して上級生が下級生の世話をするとともに、上級生の様々な活動が、下級生のよいモデルになるようにする。
- ・計画委員会を中心に、ユニセフ募金等に取り組むとともに、よりよい学校をつくっていくための話し合いをする。

③教職員の取組

- ・「校長・副校長・主幹・生活指導主任・養護教諭・学年主任・(担任)」ら複数の教職員とスクールカウンセラーによるいじめ防止のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置をする。
- ・ふれあい月間(6月・11月・2月)におけるアンケートと個人面談の実施をする。
- ・hyper-QUによる児童・学級理解の機会をもつ。
- ・「いじめ防止」「児童理解」「分かる授業」などの校内研修を実施する。
- ・いじめについて深く考え、いじめをしない・させないことを自覚できるようにするために「いじめに関する授業」の実施をする。
- ・スクールカウンセラーとの連携による児童理解の機会をもつ(5年生児童との全員面接)。
- ・家庭、地域、関係諸機関と連携し、児童・家庭への対応をする。

④家庭・地域の取組

- ・民生児童委員、主任児童委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉士、警察職員等による「学校サポートチーム」の設置をする。
- ・学校、PTA、地域による情報交換をする。

2、それでも、いじめが起きたら

○情報を集める

教職員、児童、保護者、地域などの関係者から「伝聞情報ではない」情報を集め、「学校いじめ対策委員会」に集約する。

○指導、支援体制をつくる

「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」で話し合い、役割分担を決めて対処する。

○児童への指導・支援を行う

<いじめられた児童へ>

- ・児童が信頼できる人を中心に、寄り添い支えるとともに、「絶対に守る」という意思を伝える。

<いじめた児童へ>

- ・いかなる理由があってもいじめは許されないと理解させ、いじめをやめさせるとともに、本人の抱えている問題にも寄り添い、指導・支援する。

<周りの児童へ>

- ・傍観者もいじめに加担しているのと同じであることを理解させるとともに、「いじめを知らせる」「いじめを止める」勇気をもつよう指導する。また「知らせてくれた」児童やニュースソースをしっかり守る。

<保護者へ>

- ・事実関係がはっきりしたらすぐに保護者との話し合いの場を設け、事実関係を知らせ、共に問題を解決してゆくパートナーとして指導方針を話し合う。